

どうする「防衛計画の大綱」の改訂
…二つの答申と自民・民主両党のマニフェスト検証…

平成21年8月16日
JTТА 安全保障研究委員会
委員長 金田秀昭

防衛力整備の指針となる「防衛計画の大綱」に関しては、昨年末の閣議で、本年末を期して改訂することが決定されている。本年6月、自民党は国防部会・防衛政策検討小委員会（自民党小委）の名で、「提言・新防衛計画の大綱について…国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展」と題する改訂の政策提言を行った。一方、麻生首相の私的諮問機関である「安全保障と防衛力に関する懇談会」（安保防衛懇）は、8月4日に答申をまとめ、同首相に報告した。

「自民党小委」の提言

6月9日に発表された「自民党小委」の提言は、現下の安全保障環境下における自民党の安全保障・防衛問題政策の集大成と言えよう。わが国の安全保障を全うするために、外交力の強化とともに、「専守防衛」、「非核三原則」、「非軍事大国志向」の前提を堅持しつつ、着実な防衛政策を推進していくことは政権与党としての責任であるとしている。「非軍事大国志向」はともかく、「専守防衛」や「非核三原則」を検討の大前提におくことについては、異論のある向きもあろうが、麻生政権末期の大揺れの党内意見を急速に収束させるための、ギリギリの選択であったのであろう。

実際、「専守防衛」の堅持とは言いながら、弾道ミサイル防衛における日米共同による敵ミサイル基地攻撃能力の保有や、米国に向かう弾道ミサイルの迎撃や共同行動する米艦船の護衛のための集団的自衛権の行使についての解釈変更を求めている。即ち、定着しつつあった「憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」という曖昧な「専守防衛」の概念規定から一歩踏み出し、「予防攻撃」や「外国領域での自衛権発動」に当たらない形での「わが国領域及び周辺の公海上における集団的あるいは個別的自衛権の発動に限定した武力の行使」、更には「座して死を待たず」という憲法の精神に反しない範囲に限定して敵の攻撃を制圧するための敵基地攻撃」といった概念として捉えていこうとしように見受けられる。

同提言では、わが国に対する脅威や危機として、周辺諸国の軍事力増強、特に、北朝鮮の核兵器や弾道ミサイル開発、中国の多面的軍事力増強や海洋進出、ロシアの覇権志向回帰を上げる一方、わが国生命線であるシーレーン周辺の不安定化を上げている。その上で、基本的防衛政策として、憲法改正、安倍元首相が立ち上げた安保法制懇報告の体現（集団的自衛権行使など4類型）、国家安全保障基本法の制定、総合的統合的安全保障戦略や防衛

戦略の作成、防衛力整備と財政、基本的な自衛隊の体制のあり方、情報体制や日米安保体制の強化などの総論的事項について論述を進める一方、敵ミサイル基地攻撃能力の保有、領域警備関連法の法制化、武器輸出三原則の見直し、防衛分野の宇宙利用、防衛生産・技術基盤の維持などの個別的事項も特記している。

更に今後整備すべき防衛力として、必要な人員、予算の確保や統合運用の強化などを訴求しつつ、各自衛隊の防衛力整備の方向性を示している。

陸上自衛隊については、①運用統括機能としての陸上総隊の創設、②地方司令部としての方面隊の維持、③参照面（北方、西方、南西）、④特殊部隊からの政経中枢、重要施設等の防護能力向上、⑤国外任務対応能力の強化、⑥民生活動強化、⑦マンパワーの確保、

海上自衛隊については、①周辺海域の防衛と海上交通の安全確保態勢の強化、②周辺海域の海洋秩序の維持・強化、③国際安全保障環境改善のための態勢強化、④弾道ミサイル対処強化（策源地攻撃用の海上発射型巡航ミサイル導入検討含む）、⑤対潜戦機能強化、⑥洋上支援能力強化、⑦人的基盤の強化、

航空自衛隊については、①実効的な抑止・対処能力向上（第5世代 F-X 導入など）、②国外任務対応能力強化、③ISR 機能強化、④BMD 能力強化、⑤核実験監視・情報収集能力強化、⑥操縦者の確保をあげている。

「安保防衛懇」の答申

一方、8月4日に発表された「安保防衛懇」の報告では、はじめに日本を取り巻く安全保障環境を分析し、グローバルな課題として、国際テロ等、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、米国の影響力の変化（衰退傾向）を上げ、また日本周辺の安全保障環境については、北朝鮮、中国、ロシア及びアジア太平洋地域を取り上げている。その上で「新しい日本の安全保障戦略」として、「多層協力的安全保障戦略」を提示した。同戦略では、3つの目標（日本の安全の確保、脅威の発現の防止、国際システムの維持・構築）達成のため、4つのアプローチ（日本自身の行動、同盟国との協力、地域での協力、国際社会との協力）を採るべきとした。

ついで日本の防衛力のあり方として、まず防衛力の役割は、日本及び周辺における事態の抑止・実効的対処、地域的な環境・秩序の一層の安定化、グローバルな安全保障環境の改善であるとし、そのための新たな防衛力の機能と体制としては、統合運用、日米共同、国際平和協力活動強化のための体制整備が必要であるとし、これらの防衛力を支える基盤として、人的基盤（少子化対応）、物的基盤（防衛生産・技術基盤）、社会的基盤（国民の支持と地域協力）の確保が必要であるとした。ここでは一般論が展開されており、「自民党小委」のような個々の自衛隊の具体的な防衛力整備の方向についての論述は無い。更に特徴的な部分は、日本周辺などでの事態の抑止・実効的対処の中で、「本格的武力攻撃への備え」が、弾道ミサイル対応、特殊部隊・テロ対処、周辺海空域や離島防護、民生安定よりも下位に置かれて論じられていることであり、「国防中心」よりも「国際協力」を重視する防衛

力の方向性が示されている。

最も力点が置かれているのは、安全保障に関する基本方針の見直しの部分である。まず、安全保障政策に関する指針としての「国防の基本方針」（昭和 32 年閣議決定）や、専守防衛、非軍事大国志向、文民統制、非核三原則を「防衛政策の基本」として位置づけるきっかけとなった「今後の防衛力整備について」（昭和 62 年閣議決定）については、客観的・主体的状況の変化を踏まえて検証の必要があるとしつつ、非軍事大国志向と文民統制は今後も有用であるとしている。一方、「専守防衛」に関しては、米国との適切な役割分担を前提とした弾道ミサイル防衛における敵基地攻撃能力の保有や、弾道ミサイル攻撃への対応における法的基盤の確立（米国に向かうミサイルの迎撃や米艦船の防護の際の集団的自衛権の行使）を求めており、「自民党小委」報告とは、表現振りは異なるものの、同意であることが窺える。

また、国際平和協力活動に関する方針・制度（恒久法（一般法）の制定等）、武器輸出三原則の修正や例外化、新たな安全保障戦略基盤（官邸機能、情報体制、文民統制）について、改善のための検討を求めている。

自民党及び民社党のマニフェストでの取り扱い

自民党の衆院選マニフェスト（政権公約）では、外交・安全保障の部が設けられ、日米安保体制強化、防衛政策の強化（防衛計画の大綱等の改訂を記述）、安全保障体制の基盤強化、テロとの闘い、自衛隊の国際平和協力活動等の推進、北朝鮮への断固とした対応、国家の情報機能及び官邸の指令機能の強化などが挙げられている。そして、防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画は、「自民党小委」の提言を踏まえて策定（改訂）することが明記されている。しかし、自民党が政権を維持した場合、小泉政権下、現大綱が、地域の安全保障環境の現実を軽視して、遮二無二、防衛力の削減に向かった愚を繰り返してはならない。財源と人員の確保を如何にするのか、明確な説明が求められる。

一方、民主党の衆院選マニフェストを一瞥して見ると、外交・安全保障に関しては、腰が引けていることが目立つ。民主党のマニフェストの要約版には、その元となった政策集（INDEX2009）では表現されていた「外務・防衛」という言葉が、要約版では、「外交」という表現に代わったり、「防衛」や「自衛隊」という表現は一切消えたりしているのが分かる。そもそも、要約版において強調された「5 原則」や「5 策」では、外交や安全保障、防衛という表現は一切排除されている。

特に、「防衛計画の大綱」の改訂に関しては、政権をとった場合に連立を組む社民党を意識してか、一切表現されていない。党内意見がまとまっていないということも考えられる。民主党が政権をとれば、「自民党小委」の提言は勿論だが、麻生首相の私的諮問機関である「安保防衛懇」の答申についても、当然無視するであろう。民主党内での安全保障・防衛問題のまとめ役と目される前原元代表は、新たに民主党選定の有識者懇談会を立ち上げ、その答申を元に防衛力整備計画を定めていくとの趣旨の発言をしている。しかし、政権獲

得後、ゼロからスタートして、本年末までに、きっちり纏め上げることは、本当に可能な
のであろうか。下手をすると防衛計画の大綱の改訂に続く中期防衛力整備計画や、平成2
2年度防衛予算編成にも穴が開くことになる。

安全保障・防衛という国家の基本事項を任せられる政権党として、国民に本当に信任さ
れるためには、民主党が、社民党や国民新党と調整しつつ、「防衛計画の大綱」の改訂作業
を如何にまとめ上げていくか、総選挙前に国民に対しきちんと証明できなければならない。